

春日井市に対する中小業者の要望事項

2014年10月16日

(1) はじめに

日頃より、市民のくらしや中小自営業者の営業を守るためご尽力いただいておりますことに感謝いたします。

今年4月1日から消費税率が8%に引き上げられました。政府は来年10月に10%への再引き上げを実施するかどうかの判断を年内に行うとされています。

春日井民商では市内事業所を対象に消費税引き上げにともなうアンケート調査を行っていますが（市内の約3700事業所を抽出して年度内をめぐりに取り組んでいます）、寄せられた回答では、売上や客数の減少を危惧して「消費税を転嫁していない」「値上げをしていない」の回答が大多数で、一方、仕入等の経費については「消費税分あがった」「消費税分以上あがった」との回答が全てです。

消費税率10%への引き上げについては「事業継続が困難になる」「これ以上消費税が増えれば滞納せざるをえない」とのコメントとともに反対の声が寄せられています。

6月には「小規模企業振興基本法」が成立し「国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進」（第一条）することとされました。また「地方公共団体は（中略）その区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第7条）ともされています。

以上を踏まえ

1、春日井市として消費税増税にともなう影響実態調査を行うこと。

【経済振興課】 【企業活動支援課】

【回答】

消費税増税にともなう影響については、その影響が多岐にわたり複雑であることから、影響調査を実施することは困難であると考えます。現状では企業訪問や接見の際に、適宜影響について、把握して行くことを考えています。

なお、今年度発行された「はっぴーサボテン商品券」においては、増税に伴う消費の買い控えによる地域経済の停滞からの底上げを目的としていることから、実施主体の春日井市プレミアム付き商品券発行事業実行委員会からは、事業終了後に参加店舗から増税による売上への影響等も含めたアンケートを実施すると確認しています。

2、春日井市として消費税10%引き上げの中止もしくは延期を国に申し入れること。

【企画政策課】

【回答】

消費税率の10%への引き上げについては、国において、様々な経済指標をもとに、実施の可否について慎重に検討されているところであり、12月に判断がなされること

となっています。

消費税率の引き上げは、我が国の社会保障のための安定的な財源確保の一環としての方策ではありますが、国民生活への影響や市場の動向など、経済情勢について、高度な政治判断が必要であることから、しっかりと国において議論し、判断がされるべきであると考えています。

3、春日井市の消費税増にとともなう収入、支出の見通しを明らかにすること。【財政課】

【回答】

消費税増税に伴い、経済状況や今後の政策等により本市の収入・支出ともに影響が現れると考えますが、その時々状況により変化しますので、見通しを出すことは困難です。

4、「小規模企業振興基本法」にもとづいた春日井市としての施策の展望を明らかにすること。【経済振興課】【企業活動支援課】

【回答】

市では、平成26年3月に改定した「産業振興アクションプラン」において、「企業誘致」「事業者支援」「地域活性」の3本柱を定め、信用保証料助成等の小規模企業者を含む事業者支援策を策定しました。

今後においては、小規模企業振興基本法に基づき政府が策定した小規模企業振興基本計画の重点施策の実施に向け、他機関とも連携しつつ、新たな事業の策定、見直し等を図っていきます。

小規模企業の振興に関する施策については、平成26年度から、設備投資助成事業において、中小企業を対象とした小規模な投資への助成制度を創設するとともに、中小企業基盤整備機構との業務提携・協力に関する協定を締結するなど、多面的な支援に取り組んでいます。今後の施策の展望については、企業訪問や接見、助成事業利用者のアンケートによるニーズ把握を行い、検討してまいります。

5、アクションプラン改訂にとともない春日井市としての〈第一次〉アクションプランの評価を明らかにすること。【企業活動支援課】

【回答】

第一次アクションプランの評価については、産業振興を推進するための施策として、36の助成事業を整備し、実行してきました。また、アクションプラン改定時に、1,000社に向けて実施したアンケートから、第一次アクションプラン及び施策の認知度が40%で、支援施策の利用は25%となっており、一定の評価・効果があったものと考えています。

(2) 中小企業・中小商工業者の営業をめぐって

1、地元業者に直接発注する「小規模事業者登録制度」を創出すること。【総務課】

【回答】

建設業の許可は、建設業者の資質の向上を図り、適正な施工能力を確保するために必要であるという観点から、建設業法の第3条で定められ、市の入札参加資格者名簿

に登録をする場合においても、必要な条件となっています。

なお、同条の但し書きには、建設業の許可制による建設業者に課せられる負担を考慮し、軽微な建設工事のみを請け負う業者にはこの建設業の許可が必要ではなく、「小規模事業者登録制度」は、このような業者の方を対象に、市が発注する少額で内容が軽微な工事等について、市の入札参加資格者名簿に登録をしていない方を対象に受注機会を設けるための制度と承知しています。

また、平成 17 年 4 月 1 日に施行されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、地方公共団体に公共工事の品質確保の実施が責務として定められていますが、公共工事の品質確保には、工事を施工する事業者や技能労働者の能力が重要な要素であるとされているため、市といたしましても、建設業の許可を入札参加資格者名簿に登録をする場合の必要な条件とし、平成 20 年度からは総合評価落札方式による新たな入札方式を試行実施するなど、質の良い公共工事の確保に努めているところです。

ご提案の「小規模事業者登録制度」は、一つの方法と承知していますが、公共工事は、質の良い工事の確保が第一であり、そのことが市民サービスにつながるものと考えています。

このため、建設業の許可を受けた事業者の方への発注が必要と考えます。

2、市民にも喜ばれ、地元業者も潤うような「住宅リフォーム助成制度」を創出すること。
【企業活動支援課】

【回答】

「住宅リフォーム助成制度」の創設については考えていません。

現在、市においては、耐震改修や要介護者などに必要とされる住宅改修に対しては、それぞれの施策目的に沿った支援を実施しているところです。また、昨年度、春日井商工会議所が主体となって、市制 70 年事業として、はっぴーサボテン建設券の発行事業を行っており、一定の効果を得られたものと考えています。

3、春日井市の助成に基づいて実施された「サボテン建設券」の実施状況を商工会議所にも照会し、明らかにすること。

その経済効果について市としての見解を明らかにすること。

昨年のお返事で〈剰余金〉は市に返還とあったが、その金額及び収入科目を明らかにすること。
【企業活動支援課】

【回答】

事業の実施状況については、平成 27 年 3 月末に商工会議所より提出された実績報告において、販売金額 7,796 枚 428,780,000 円で、全て換金済で事業を完了しています。

事業全体の評価については、経済効果として、建設券の利用額約 4 億 3 千万円に対して、工事総額は 9 億 8 千万円と、約 2.2 倍の効果が出ており、市内の消費需要の喚起、新たな建設工事の需要の創出において、十分な効果があったものと考えます。

また、市への返還金については、市が助成を行った 34,200,000 円に対して 3,762,000 円の返還があり、一般会計の雑入として収納しています。

4、小規模企業等振興資金（通常資金と小口資金を区分して）、経営環境適応化融資の申

込み件数、申込み金額、保証承諾件数、保証金額について平成 25 年度および 26 年度（9 月まで）の市内業者の利用件数、金額を明らかにすること。 【経済振興課】

【回答】

小規模企業等振興資金

年 度	内 訳	申込件数	承諾件数	承諾金額
25 年度	通常資金	296 件	280 件	3,845,286 千円
	小口資金	352 件	336 件	1,223,270 千円
	合 計	648 件	616 件	5,068,556 千円
26 年度 (9 月まで)	通常資金	139 件	134 件	1,835,950 千円
	小口資金	171 件	163 件	642,265 千円
	合 計	310 件	297 件	2,478,215 千円

経済環境適応資金（平成 26 年度については 9 月末までの実績）

年 度	承諾件数	承諾金額
25 年度	286 件	5,917,792 千円
26 年度	119 件	2,084,350 千円

5、（株）日本政策金融公庫や春日井市商工会議所に依頼し、日本政策金融公庫の新規開業貸付、小規模経営改善貸付について、平成 25 年度および 26 年度（9 月まで）の市内業者の利用件数、金額を明らかにすること。 【経済振興課】

【回答】

日本政策金融公庫 経営改善貸付（平成 26 年度については 9 月末までの実績）

25 年度	58 件	322,200 千円
26 年度	30 件	155,100 千円

日本政策金融公庫 新規開業貸付（平成 26 年度については 9 月末までの実績）

25 年度	70 件	507,830 千円
26 年度	26 件	163,050 千円

6、4 および 5 の数字を踏まえて春日井市としての市内業者の金融状況を分析し明らかにすること。 【経済振興課】

【回答】

今年度は 4 月に消費税率が 5 % から 8 % に上がり消費の縮小の影響からか、昨年度同時期に比較して、申込件数、金額ともやや減少傾向で推移しています。申込内容については、借換えを含む運転資金が主であり、設備投資需要においても大幅な増加に至っていないことから、中小零細企業の金融状況は、依然として厳しい状況にあると推測されます。

7、商工業者が利用しやすいように小規模企業等振興資金の弾力的運用を行うこと。

①小規模企業等振興資金の運用に当たり、納税要件を県保証協会のパンフレットにあるように「税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた」にあらためるよう県に働きかけること。

【経済振興課】

【回答】

小規模企業等振興資金は愛知県の融資制度であり、愛知県の小規模企業等振興資金融資制度要綱、同要綱事務処理細則、同運用についての取扱規定に基づき事務を行っています。

②設備資金で「乗用車の場合は一律3割以上の自己負担を必要とします」を従来の「乗用車の場合、必要性の説明及び確認」にとどめ、使用用途が明確な場合「一律3割以上の自己負担」を適用しないこと、「運転資金との併用申込みは受付できません」の文言は削除すること。

【経済振興課】

【回答】

本制度において車両購入を目的とする利用については、当該車両が事業用であることが前提となります。乗用車について「3割」に厳密な根拠はありませんが、乗用車については、当該車種でなければならないという業種は極めて限定的であり、業種に係わらず、非事業用として使用されることから、概ね最低限として3割の自己負担分をお願いしているものです。

8、「小規模企業等振興資金」に対する保証料の助成について平成25年度、26年度（9月まで）の対予算の執行状況を明らかにすること。

商工業振興資金の回収要件を伴う融資について、保証料の拡充を図ること。

借り換え等で助成金の返還事由が生じたときは、返還について弾力的に対応すること。

【経済振興課】

【回答】

信用保証料予算、実績（平成26年度については9月末までの実績）

	予算額（円）	助成額（円）
25年度	81,621,000円	81,620,751円
26年度	81,600,000円	45,415,047円

回収要件を伴う融資における回収分の助成については、保証協会からの信用保証料返戻にて相殺し、追加融資分については適正に保証料助成を実施していることから更なる拡充は考えていません。また、借り換え等に係る保証料の返還については、保証協会より返還された内の補助金相当額の返還を求めるものであり、保証協会からの返還金を他資金に充当することは助成金の目的外流用にもあたることから弾力的対応は考えていません。

9、小規模企業等振興資金についても利子補給の制度を創出すること。 【経済振興課】

【回答】

小規模企業等振興資金の保証料助成は県下で最も高い助成率であることから、現在のところ利子補給制度を創出することは考えていません。

10、信用保証協会の新規利用者に対する協会の審査で利用者に過度の負担がかからないように保証協会へ働きかけること。 【経済振興課】

【回答】

新規利用者は利用実績がなく、信用保証協会が申込事業者の実態把握をするための審査は、ある程度は止むを得ないとする一方で、利用者の事業活動に支障が生じることも危惧されることから、信用保証協会との連携を密にした運用に努めます。

11、市内金融機関に対し、小規模企業等振興資金融資制度要綱を徹底し、制度の適正な運用をはかること。 【経済振興課】

【回答】

中小事業者に対する融資制度の中で、小規模企業等振興資金は利用しやすい有効な制度であると考えていますので、できる限り利用事業者の要望に沿った制度運用が図られるよう努めています。金融機関担当者に対しては、機会あるごとに適正な運用をするよう指導するとともに、今後も広く需要を把握し、有効利用が図られるよう指導していきます。

12、「創業資金融資に係わる利子補給補助金制度」の平成25年度の対予算での活用状況を明らかにすること。 【経済振興課】

【回答】

創業支援利子補給補助金

	予算額（円）	助成額（円）
25年度	5,915,000円	5,914,424円

13、「空き店舗」に対する助成制度の平成25年度、26年度（9月まで）の利用件数を明らかにすること。

制度利用について、申し込み要項等を整備簡略化すること。 【経済振興課】

【回答】

年度	25年度	26年度（9月末時点）
賃借料助成件数	10件	11件
改装費助成件数	4件	1件

制度利用について、現在の事務手続きや提出資料等は必要な手続きと考えています。今後においても、現行制度に基づき、入居者が制度を利用しやすいよう商工会議所と連携し、事務を進めていきます。

14、春日井市が購入する物品、役務、建設工事などは、地元中小企業・中小商工業者の受注機会の増大を図るように努めること。小規模工事や一定額以下の物品発注へは大企業や名古屋に本店をおく大手業者の参入を規制し、地元業者へ優先して発注を行うこと。

【総務課】

【回答】

春日井市においては、春日井市入札業者審査委員会で、物品、役務、建設工事などの契約に係る指名業者の選定の基準及び方法について必要な事項を定めた春日井市指名業者等選定要領により、指名業者を選定しています。この要領では、特殊な技術力を必要とする等特別な理由がある場合を除き、市内業者を優先して選定にあたることを定め、業者選定の公正を確保する中で、地元業者の受注機会の拡大も確保しています。

なお、建設工事においては、工事の部門毎に分離発注の形式をとり、地元業者の育成に努めています。

(3) 中小商工業者・市民の生活を守るために

1、払いたくても払いきれない国保税を引き下げること。

当面、収益を生まない固定資産は算定額から外すなど資産割額の算定方法を検討し、軽減措置を講ずること。

【保険医療年金課】

【回答】

本市の国民健康保険事業は高齢化の進展や医療の高度化等により、医療費は年々増加する一方であり、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

平成20年度には、後期高齢者医療制度の創設に伴い、税率等の見直しを実施しています。その後、平成23年度、24年度に賦課限度額の見直しを実施しました。

また、平成25年度においては、その後も大幅な赤字額の増加が見込まれましたことから、事業の安定と健全な財政運営を図るため、税率等の見直しを実施しました。資産割額の算定方法については、基礎課税分において3%引き下げる見直しを行いました。

なお、所得の少ない世帯には、均等割及び平等割の法定軽減として「7・5・2割軽減」を行っていますが、今年度については、地方税法施行令の改正に伴い、2割、5割の軽減対象者の拡大が図られ、低所得世帯への影響が極力抑えられるよう配慮されています。

2、不況などで売上や所得が減少し、市県民税や国保税、固定資産税などが払いきれず滞納となっている業者・市民に対して、丁寧・親切的な納税相談を行うこと。

【収納課】

【回答】

丁寧、親切的な納税相談を行っています。

3、日曜日の開庁相談について、平成25年度、26年度（9月まで）の相談件数を明らか

にすること。

時間外の相談についての広報を強めること。

【収納課】 【広報広聴課】

【回答】

相談件数

平成 25 年度 512 件（来課 484 件、来電 28 件）

平成 26 年度 240 件（来課 234 件、来電 6 件）

時間外の相談の開設日については、広報春日井に掲載し、市民への周知を図っています。

4、生活を困窮させ、事業継続を困難にするような差押は行わないこと。

平成 25 年度、26 年度（9 月まで）の差押件数および差押金額を明らかにすること。

【収納課】

【回答】

平成 25 年度 差押件数 514 件、差押金額 113,396,041 円

平成 26 年度 差押件数 340 件、差押金額 74,437,293 円

5、地方税法第 46 条並びに 48 条の規定に基づいて愛知県に「報告」された件数並びに滞納額を明らかにすること。

また、現在までの「滞納処分」の進捗状況を明らかにすること。

【収納課】

【回答】

愛知県への報告件数 20 件、滞納合計額 3,248 万円

進捗状況は 10 月末現在、不明

6、滞納を理由とした資格証明書の発行は行わないこと。短期保険証の交付はやめること。

資格証明書、短期保険証の発行数および「留め置き」の世帯数を明らかにすること。

（平成 26 年 9 月末時点）

【保険医療年金課】

【回答】

資格証明書の発行については、納税面談にも応じていただけない世帯に対して実施しています。また、短期保険証については、折衝機会の創出を目的として交付しています。

本市では、毎週水曜日（午後 7 時まで）及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く提供するとともに加入者の生活実態などを把握する中、滞納者への対応を実施しているところですので、ご理解ください。

資格証明書 6 件、短期保険証 1,520 件、うち留め置き（窓口交付）376 件

7、資格証明書および「留め置き」世帯に対する春日井市の対応について明らかにすること。

【保険医療年金課】

【回答】

資格証明書世帯及び短期保険証未更新世帯に対しては、納税相談のうえ国保証の更新手続きをしていただくよう、案内通知を送付しています。また、案内通知等の未着

世帯については、現地調査をするなど、未更新世帯の減少に努めています。

- 8、国保税の減免基準を拡充すること。所得減少（売上減少、リストラや賃金カットを含む）による減免対象を名古屋市並みにすること、当面、前年所得500万円以下に改めること。

【保険医療年金課】

【回答】

減免は、分納、納期の延長、徴収猶予などの措置によっても納税が困難であると認められる場合に、春日井市国民健康保険税の減免に関する規則に基づき実施しています。

所得減少による減免対象については、平成20年度に300万円から400万円に引き上げています。この基準を引き上げると本市の厳しい国保財政状況の中、他の加入者の税に影響を及ぼすことから、当面は現行制度を維持していきたいと考えています。

- 9、特定健診および特定保健指導の平成25年度、26年度（9月まで）の受診状況を明らかにすること。

【保険医療年金課】

【回答】

受診状況については、次のとおりです。

項目	年度	25年度(法定報告中間数)	26年度9月まで
特定健診対象者		52,480	58,629
特定健診受診者数		18,415	5,947
保健指導(積極的)対象者		357	134
保健指導(積極的)利用者		58	37
保健指導(動機づけ)対象者		1,516	501
保健指導(動機づけ)利用者		399	170

- 10、健康管理センターでの「日帰り人間ドック」などで国保加入者以外の市民の受診について、助成額を増やし個人負担の軽減を図ること。

【健康増進課】

【回答】

人間ドックは、法令により市町村が行う健診とは異なり、受診者の希望により任意に行われるものです。

検査項目も多数のため、料金31,000円を負担して受診していただいています。

料金は、診療報酬を基準に、検査料のみの受診していただきやすい料金設定となっています。

- 11、後期高齢者医療制度は廃止するよう国に働きかけること。

【保険医療年金課】

【回答】

この内容について、国への要望等は考えておりません。社会保障制度改革国民会議におきましても、後期高齢者医療制度は創設から既に6年が経過し、現在では十分に定着しており、必要な改善を行っていくことが適当であるとしていることから、今後の国の動向を注視してまいります。

12、平成 25 年度、26 年度（9 月まで）の「暮らしいきいき資金融資斡旋」制度の活用状況（相談・申し込みおよび許諾件数）を明らかにすること。

申込要件のうち「税の滞納がないこと」を「税の滞納解消の見込みがないこと」にあため要件を緩和すること。

返済年齢の上限をなくすこと。当面 75 歳まで引き上げること。 【市民活動推進課】

【回答】

「暮らしいきいき資金融資あつ旋」制度の利用状況について

平成 25 年度	相談件数	58 件、	申込件数	16 件、	許諾件数	8 件
平成 26 年度	相談件数	31 件、	申込件数	7 件、	許諾件数	2 件

（平成 26 年 9 月 30 日現在）

この制度の趣旨が、生活のため一時的に必要とする資金を調達することが困難な市民に向けてのものであり、公平性の観点からも、現在の要件を変更することは考えていません。

13、市が実施している生活相談の中で、平成 25 年度、26 年度（9 月まで）のサラ金・クレジット・商工ローン、ヤミ金融など高利の返済で困っている市民の相談件数を、明らかにすること。 【市民活動推進課】

【回答】

多重債務相談件数

平成 25 年度	相談件数	30 件
平成 26 年度	相談件数	14 件（平成 26 年 9 月 30 日現在）

※市民相談（専門相談）として市民活動支援センターを会場にして実施

14、生活保護の平成 25 年度、26 年度（9 月まで）の相談件数、申請件数、開始件数を明らかにすること。 【生活援護課】

【回答】

相談件数	平成 25 年度延べ	1,503 件	平成 26 年度延べ	780 件
申請件数	平成 25 年度	394 件	平成 26 年度	123 件
開始件数	平成 25 年度	375 件	平成 26 年度	115 件

15、市内公立保育園の待機児童数を保育園ごとに明らかにすること。 【保育課】

【回答】

待機児童は、入園要件があり、申込みをしているにもかかわらず入園できない方ですが、申込者が希望する保育園以外に、通常の登園・保育時間に無理のない範囲で入園できる保育園がある場合は、待機児童には含めません。

入園審査にあたっては、第一希望の保育園で受け入れができない場合、第二希望以下の保育園での調整を図り、一人でも多くのお子さんに入所していただけるよう努めています。

このため、待機児童の状況も保育園ごとに逐次変動することから、市全体の数値としています。

16、春日井市として原子力発電所の再稼働に反対すること、自然エネルギーの活用についての施策を実施すること。 **【企画政策課】 【環境政策課】**

【回答】

国では、東日本大震災に伴い、原子力発電に電力供給を依存してきたエネルギー戦略を大きく見直し、省エネルギーと再生可能エネルギーを新たな基幹的な柱とするなど、エネルギー政策の総合的な見直しが進められています。

市においては、市内の温室効果ガス排出量を削減するため、平成 24 年度に春日井市地球温暖化対策実行計画を策定し、再生可能エネルギーの利用促進を基本施策のひとつとして掲げています。

また、住宅用の太陽光発電システムの設置に対する補助制度については平成 10 年度から、太陽熱利用システムの設置に対する補助制度については平成 24 年度から実施しており、今後も引き続き、再生可能エネルギーの普及促進に向け、市民・事業者・市が協働し、実効性のある取組みを積極的に推進していきます。

原子力発電所の再稼働については、今後も、国の動向を注視していきます。

17、昨年 10 月以降に行った主な平和事業について明らかにすること。 **【総務課】**

【回答】

平成 25 年 10 月以降の平和文化事業への取り組み

平成 26 年 6 月 あいち平和行進共同連絡会が開催する核兵器廃絶あいち平和行進への協力（総務課）

7 月 尾張中部地区労働組合総連合・ピースフェスタ実行委員会が開催する春日井平和展の支援。また、同平和展において、平和市長会議を通じて、広島平和記念資料館から借り受けした原爆写真パネルの展示（総務課）

8 月 平和首長会議加盟都市 5000 突破を記念した原爆ポスターの展示（総務課）

平和祈念式典の開催（生活援護課）

9 月 春日井のライオンズクラブ 4 団体合同で開催する国際平和ポスター展への協力（市民活動推進課）

18、非核春日井市宣言を行い、市民に啓蒙するための施策をおこなうこと。 **【総務課】**

【回答】

平和に関して、次のような取組みを実施しています。

- ・ 終戦 50 周年を記念して、平成 7 年に市役所北のポケットパークに「平和の誓い」の記念碑を建立**
- ・ 平成 15 年第 1 回市議会において、議員提出議案として「平和貢献に関する意見書」が提出され、採決の結果全会一致で採決
平成 15 年 3 月 17 日付けで内閣総理大臣、外務大臣に提出**

・平成 23 年 8 月 1 日付けで平和市長会議の加盟都市に認定

19、小牧基地でのブルーインパルス展示飛行に反対すること。

【環境政策課】

【回答】

名古屋空港の利用状況や空港周辺が市街化であること、また、空港周辺住民の思いを尊重し、小牧基地航空祭でのブルーインパルスの展示飛行の必要性は無いものと判断しています。

以上